件				名	愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例
主		管		課	情報政策課
根	拠	法	令	等	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成 14 年 12 月 13 日公布、
					平成 15 年 2 月 3 日施行 )

【条例の概要】

1 目的

県の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、県 民の利便性の向上を図るとともに、行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。

- 2 電子情報処理組織による申請等
  - (1) 県の機関等は、申請等のうち条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、 規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする。
  - (2) (1)により行われた申請等は、書面等により行われたものとみなす(書面等みなし規定)。
  - (3) (1)により行われた申請等は、県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録が された時に当該県の機関等に到達したものとみなす(到達時期規定)。
  - (4) (1)の場合、条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、規則等で定める措置 (電子署名)をもって当該署名等に代えさせることができる(署名等代替可能規定)。
- 3 電子情報処理組織による処分通知等
  - (1) 県の機関等は、処分通知等のうちの条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、規則等で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。
- (2) 2と同様に、書面等みなし規定、到達時期規定、署名等代替可能規定を設ける。

## 4 電磁的記録による縦覧等

- (1) 県の機関等は、規則等で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録 に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができるものとする。
- (2) 2と同様に、書面等みなし規定を設ける。
- 5 電磁的記録による作成等
- (1) 県の機関等は、規則等で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができるものとする。
- (2) 2と同様に、書面等みなし規定、署名等代替可能規定を設ける。
- 6 適用除外
  申請等及び処分通知等に当たって現物を要するもの(許可証等)について、2及び3の適用を除外する。
  (例)浄化槽保守点検業者の登録証の交付(再交付)手続、理(美)容所検査済証の交付等
- 7 手続等に係る情報システムの整備等 情報システムの整備等に関する県の努力義務を規定する。
- 8 手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表 知事は、毎年度、電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その 他情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、公表するものとする。
- 9 附則改正(2条例) ・愛媛県行政手続条例 ・愛媛県情報公開条例

施行日 平成17年4月1日

【その他参考事項】

- 対象機関(県の機関等) 議会、各行政委員会、管理者、警察本部(警察署を含む。)若しくはこれ らに置かれる機関又はこれらの機関の職員であって法令若しくは条例等上独立に権限を行使することを 認められたもの 指定管理者、指定試験(検査、検定、登録等)機関
- 2 電子申請システムの状況

現在、自動車税住所変更届、公文書公開請求書等31の手続についてシステムでの受付を行っており、平成17 年度以降に個人情報開示請求書、生涯学習センター使用許可申請書等70の手続について運用を開始する予定